

平成30年度 第1回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成30年8月3日（金） 午後6時から7時25分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出 席 者	<p>（委員 24名） 市川会長、内藤会長代理、井上委員、岩月委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高原委員、竹中委員、中村委員、高橋委員、室地委員、長谷川委員、増田委員、林委員、福島委員、山下委員、中村委員、中迫委員、大嶺委員、石黒委員、齋藤委員、酒井委員、小川委員</p> <p>（区幹事 6名） 副区長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長</p> <p style="text-align: right;">ほか事務局 3名</p>
4 傍 聴 者	2名
5 議 題	<p>(1) 委員委嘱および紹介 (2) 区幹事および事務局紹介 (3) 会長・会長代理の選出 (4) 介護保険運営協議会について (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (6) 国有地を活用した特別養護老人ホームの整備について (7) 練馬の介護保険状況について</p>
6 資 料	<p>1 次 第 2 資料1 第7期練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表 3 資料2 練馬区介護保険運営協議会 区幹事・事務局 4 資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則（抜粋） 5 資料4 練馬区介護保険運営協議会の所掌事項 6 資料5 練馬区介護保険運営協議会の開催予定について 7 資料6 国有地を活用した特別養護老人ホームの整備について 8 資料7 練馬の介護保険状況について（6月分）</p> <p>[参 考]</p> <p>1 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた答申 2 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 3 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版 4 介護保険料の基準額の見込みについて 5 みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン（平成30・31年度） 6 グランドデザイン構想 7 すぐわかる介護保険</p>
7 事 務 局	<p>練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584</p>

会議の概要

(高齢施策担当部長)

ただいまより、第1回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

この後の会長、会長代理の選出まで、司会を務めさせていただく。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴者の状況報告、配付資料の確認】

(高齢施策担当部長)

案件(1)「委員委嘱および紹介」に入る。

本日、前川区長は、所用により欠席である。

山内副区長から委員の皆様へ委嘱状を交付する。

高齢社会対策課長が氏名を読み上げるので、その場でご起立の上、委嘱状を受け取っていただきたい。

【委員委嘱の交付】

(高齢施策担当部長)

山内副区長よりご挨拶を申し上げます。

(山内副区長)

皆様こんばんは。練馬区副区長の山内でございます。

本日は、暑い中お集まりいただき、また、ご多忙のところ、第7期練馬区介護保険運営協議会委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。

現在、練馬区の65歳以上の高齢者人口は、約16万人、区の人口の約22%を占めている。

介護保険制度は平成12年4月に発足し、これまでの間、要介護認定者数は約1万人から3万2,000人へ、介護給付費は約121億円から487億円と増加している。団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年には、高齢者に占める後期高齢者の割合が上昇し、要介護認定者やひとり暮らし、認知症など、支援の必要な高齢者のさらなる増加が見込まれている。

そのため、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的、継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立しなければならない。

昨年度に策定した、第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、地域包括ケアシステムの確立を目標とし、その実現に向けた取り組みとして、六つの施策を示している。

具体的には、地域包括ケアシステムの中核を担う、地域包括支援センターを再編・強化し、全25か所のセンターで高齢者世帯への訪問をすること、認知症の専門的な相談を実施すること、医療と介護の相談窓口として、在宅療養ネットワークづくりを進めること、さらに特別養護老人ホームなどの施設整備、24時間対応の訪問介護看護サービス、区独自の施策である街かどケアカフェ、また、はつらつシニアクラブなど、多様な取り組みを平成37年までに計画的に充実・強化していきたいと考え、計画に盛り込んでいる。

今後、この第7期計画に盛り込んだ事業を着実に実施し、また、根づかせ、実効性のあるものとするため、皆様のご理解とご協力をいただくとともに、区としての高齢者保

健福祉施策の推進と介護保険制度の運営について、しっかりと舵取りをしていきたいと考えている。

また、本年6月に、区民の皆様と目指す30年後の将来像を共有し、区政をさらに進めるため、グランドデザイン構想を策定した。

グランドデザイン構想の実現に向け、新しいみどりの風吹くまちビジョンを来年3月までに策定する予定である。

この新ビジョンを踏まえ、高齢社会に関わる多様な課題について、皆様に審議いただき、平成33年3月に予定している第8期計画に、本協議会での審議内容を生かしていきたい。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、毎日暑い日が続いている中、貴重な時間をいただくことになる。この協議会が実りの多いものとなるよう心からお願い申し上げます。
(高齢施策担当部長)

副区長は、この後、別の公務が控えているため、ここで退席させていただく。
(高齢施策担当部長)

次に、委員の紹介を行う。

委員の方々から、お一人様1分程度で自己紹介をお願い申し上げます。

【委員自己紹介】

(高齢施策担当部長)

次に、練馬区幹事職員と事務局を紹介する。

【高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、高齢社会対策課計画係（事務局）自己紹介】

(高齢施策担当部長)

次に、案件（3）「会長、会長代理の選出」を行う。

この協議会は、練馬区介護保険条例および介護保険条例施行規則に則して開催されている。会長および会長代理については、施行規則第7条第1項および第3項に規定されている。まず会長の推薦はあるか。

(委員)

前期に引き続き、市川委員を会長に推薦したい。

【拍手】

(高齢施策担当部長)

承認をいただいたので、市川一宏委員に会長就任をお願い申し上げます。

次に、会長から、会長代理の指名をお願いしたい。

(会長)

会長代理は、内藤佳津雄委員をお願いしたいと思う、皆様いかがか。

【拍手】

(高齢施策担当部長)

内藤佳津雄委員、会長代理にご就任をお願い申し上げます。

ここで会長に進行をバトンタッチさせていただく。

会長、会長代理から一言ご挨拶をいただき、今後の議事を進めていただきたい。

(会長)

年々、介護保険の検討は難しくなっている。特に今回は、共生型社会と合わせた地域包括ケアシステムの検討が出てくる。

これは、住民や当事者、事業者、社会福祉協議会、それから社会福祉法人、行政の総合力が問われており、どれだけ企画ができるかということが問われている。行政や社会福祉協議会だけでできるものではない。どれだけ地域を築けるかという、使命を持たなければ、孤立は防げず、ひきこもりの問題も含めて顕在化してくることは言うまでもない。

皆様方のご意見を伺いながら、企画力、総合力を持って、練馬区らしい、練馬区の強みを生かした計画になること、そして行政もかなり企画力があるので、一緒に話し合いながら進めていければと思う。

(会長代理)

会長代理のため、会長不在時に司会をする役割である。よろしくようお願い申し上げます。

ケアの問題と、元気な高齢者の両方を研究している。これからの計画は、ケアが必要な方に、より地域で暮らしていけるケアと同時に元気な方には活躍する場の両方を考えなければいけない。非常に難しい計画となるが、微力ながら力を注がせていただく。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長)

案件（4）介護保険運営協議会について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則（抜粋）

資料4 練馬区介護保険運営協議会の所掌事項

資料5 練馬区介護保険運営協議会の開催予定についての説明】

(会長)

ご質問はあるか。

続いて、案件（5）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【参考資料2 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

参考資料3 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要版

参考資料4 介護保険料の基準額の見込みについての説明】

(会長)

ご質問、意見はあるか。

練馬区全体の話がされたが、圏域によって高齢化の状況や集合住宅における限界集落化と言われるような高齢化の急激な進行等々がある。これは、地域包括ケアシステムの議論では、それぞれの圏域においてどうしていくかを検討することが、これまでよりも不可欠となる。

本日の報告を踏まえ、光が丘の圏域ではどうなのかという議論が今後進められていくので、ぜひ身近な生活のところから発言いただきたい。

(会長)

次に、案件（6）国有地を活用した特別養護老人ホームの整備について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料6 国有地を活用した特別養護老人ホームの整備についての説明】

(会長)

ご質問、意見はあるか。

特別養護老人ホームの整備状況は、練馬区は人口と財政力から行くと、小さな県くらいには十分達するところである。

では、次の案件に移る。案件（7）練馬の介護保険状況について、説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料7 練馬の介護保険状況について（6月分）、参考資料7 すぐわかる介護保険の説明】

(会長)

ご意見、質問はあるか。

今後、練馬区の特徴や強みとしている政策についても情報提供していただきたい。

練馬区社会福祉事業団の介護人材育成・研修センターも、ほかの市ではそのような体力はないので、23区の中でも先んじているところであるとか、街かどケアカフェや地域包括ケアのあり方とか、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターが一致して実施しているとか、共生型のこともある。今後、情報提供があると良い。

(委員)

資料7で75歳以上の後期高齢者の割合が非常に高いのは、何か理由があるのか。

(介護保険課長)

統計の数字である。練馬区はとても住みやすく、転出者が少ないという話もある。

後期高齢者の割合が高いという統計は、住みやすいまちであるとも考える。

(委員)

練馬区は、後期高齢者に住みやすい場所であるから、他区から移ってきて増えたということか。

(介護保険課長)

転入者の増加によるものとの分析はしていない。住みやすいまちであるため、転出をしない。今後の人口推計でも練馬区は人口が増えるという状況を見ても、そういうことが考えられるのではないかと推測する。

(会長)

他区と比較すると後期高齢者の数が多いという認識で、その理由については、仮説であるため明確ではないが、後期高齢者が多いのは、前期高齢者よりも人口が多いため、一般的に、そのような傾向となる。特に、練馬区では多い。

逆に、それをどう捉えるかという点、要介護度の問題や2025年に向け、家族の形態が一気に単身化していくため、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の後期高齢者の数が増えるところに練馬が向かわなくてははいけない。そこにターゲットがあると認識していただくといい。

(委員)

参考資料7「すぐわかる介護保険」44ページに、健康長寿はつらつ事業がある。

練馬区の事業で、通所サービスなどの介護サービスを使っていない方のご自宅にリハビリ専門職や地域包括支援センターの職員が伺い、自立した生活を支援する事業があるが、44ページのどの事業であるのか。

(高齢社会対策課長)

44ページ下から3番目、地域リハビリテーション支援事業である。

地域で活動している自主グループや自宅に専門家が行き、自立した生活を支援する事業となる。

(会長)

他に質問はあるか。

(委員)

地域包括支援センターを25か所に増やしたということだが、これまでは5か所と記憶している。非常にダイナミックな増加であり、配置図を見ると、従来からの施設等もあるのだろうが、具体的には、どのような機能の向上が図れたのか、また、25か所に増やして間もないが、問題点、課題はあるか。

(高齢者支援課長)

ご指摘のとおり、今年度の4月1日に大きく見直した。

これまでは本所が4か所、地域の身近な相談の窓口である支所が25か所という、本所・支所の体制で運営してきた。これを、4月1日に、これまでの支所を全て本所化し、地域包括支援センター25か所の体制とした。

参考資料3 計画の概要版3ページをごらんいただきたい。

主に4つの項目がある。1点目、地域包括支援センターの職員を強化した。これまでより職員の人数を増やしている。

2点目、医療と介護の相談窓口の増設である。在宅療養や認知症に関する専門相談を承る医療と介護の相談窓口。これまでは本所の4か所であったが、今年4月から、25か所全ての地域包括支援センターに増設している。

また、それぞれの地域包括支援センターに、医療・介護の専門相談を承る医療介護連携推進員、認知症に関する専門相談を承る認知症地域推進員を、職員の兼務であるが配置している。

続いて、3点目、ひとり暮らし高齢者などへの訪問支援事業である。練馬区でもひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯という方が非常に増えている。こういった方々は、要介護認定率が非常に高いところがある。そういった方々のご自宅に訪問し、アプローチすることで、各地域包括支援センターに2名ずつ職員を新たに配置している。

ひとり暮らし高齢者などのご自宅を訪問して、それぞれの状態に合った支援につなげる、お元気な方であれば介護予防、支援が必要な方であれば介護保険のサービスにつなげるなどの支援を行うという事業を開始している。

4点目、これまで高齢者相談センターという練馬区独自の呼称を使っていたが、4月から介護保険上の全国共通の名称である地域包括支援センターに改めた。以上4点が、大きく強化したところである。

(会長)

高齢者相談センターとずっと言い続けたものを、地域包括支援センターに改めたというところに特徴がある。そこで誤解を招かぬよう、ご理解をいただきたいと思う。

(委員)

私は特別養護老人ホームで仕事をしている。

今回、国有地を活用した特別養護老人ホームの整備計画について説明があった。事前に情報をいただければ、同業者として対策を立てる材料となる。今後も具体的なものが進んでいく段階で施設整備の情報は、定期的に報告されるのか。

(高齢社会対策課長)

特別養護老人ホームの整備計画は、東京都の補助協議の内示が出た段階で、議会に報告している。必要に応じて、本協議会でも報告したいと考えている。

(会長)

よろしいか。

次回の開催予定等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【次回開催予定および合同勉強会の説明】

(会長)

最後に、高齢施策担当部長から挨拶をお願いします。

(高齢施策担当部長)

今回は、初回の介護保険運営協議会である。お忙しい中、委員にご就任いただき、私からも御礼申し上げます。

高齢・介護の分野では、地域包括ケアシステムの確立と、介護保険を持続可能なものにしていくという、この二つが大きな課題となる。

高齢化も進み、課題も複雑化している。高齢者を取り巻く状況について、区ではさまざまな対策を進めているが、厳しさは増していると感じている。

本協議会では、答申の作成という大きなミッションがある。各施策を組み立てていくに当たり、区民の皆様をはじめ、事業者や関係団体の皆様の、それぞれの地域、現場での実感に基づくご意見、ご提案が大変重要である。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、皆様と一緒に考えていきたい。3年間という長期間となるが、よろしくごお願い申し上げます。

(会長)

これをもって、第1回練馬区介護保険運営協議会を終了する。